

新型コロナウイルス感染症に係る支援策

令和3年4月30日更新版

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主・個人事業主の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください（国の支援策もあわせて掲載しています）。

※事業の詳細等については、各施策の紹介欄記載のお問合せ先にご連絡ください。

※事業の内容は変更することがあります。最新の情報は各施策の紹介欄記載のホームページをご確認ください。

目次

事業主・個人事業主の方向けの支援策

（◆東京都の支援策 ◇国の支援策）

【給付金等】

- ◆協力金・支援金 1～3
- ◇一時支援金 3

【助成金等】

- ◇事業再構築補助金 4
- ◆飲食事業者業態転換支援 4
- ◆飲食事業者テラス営業支援 4
- ◆ガイドライン等に基づく感染症対策支援 5
- ◆タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援 5
- ◆宿泊施設非接触型サービス等導入支援 6
- ◆宿泊施設テレワーク利用促進 6
- ◆テレワーク促進助成金 7
- ◆雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進 7
- ◇雇用調整助成金の特例措置 7
- ◆雇用環境整備促進事業 8
- ◇小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 8
- ◇産業雇用安定助成金 8

【融資】

- ◆感染症対応融資 9
- ◆農林漁業特別対策資金 9
- ◇無利子・無担保融資 10
- ◇資本性劣後ローン 10

【相談】

- ◆中小企業者等特別相談窓口 11
- ◆フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口 11
- ◆緊急労働相談ダイヤル 11
- ◆事業承継等の経営課題に対するオンライン相談 11
- ◇経営相談窓口 12

【専門家派遣】

- ◇専門家による経営アドバイス 12
- ◆事業再生特別相談窓口 12
- ◆休業等支援事業 12

【その他】

- ◆テレワークオンラインセミナー・TOKYOテレワークアプリ 13
- ◆水道料金・下水道料金の支払猶予 13
- ◆都税の徴収猶予 13
- ◆固定資産税に係る軽減制度 13

(◆東京都の支援策 ◇国の支援策)

【給付金等】		【相談】	
◇休業支援金・給付金	14	◆オンライン就職支援	16
◇小学校休業等対応支援金	14	◆緊急就職相談ダイヤル・窓口	17
◇住居確保給付金	14	◆緊急労働相談ダイヤル	17
【融資】		◆休業支援金・給付金等相談	17
◇緊急小口資金、総合支援資金	15	【その他】	
◆中小企業従業員融資	15	◆ころろといのちを支える相談	17
【就職支援】		◆TOKYOチャレンジネット	18
◆早期再就職緊急支援 (就職1dayトライ)	16	◆水道料金・下水道料金の 支払猶予	18
◆業界連携再就職支援	16	◆都税の徴収猶予	18
◆雇用創出・安定化支援	16	◆多摩地域の宿泊施設を活用した サテライトオフィスの提供	18
		◆TOKYOテレワークアプリ	18

◆ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探ることができるサイトです。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

なお、支援情報ナビでは、区市町村の関連情報についてもご案内しております。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/cities>



◆ 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 中小企業・個人事業主（フリーランス含む）向け支援情報特設サイト

中小企業経営者や個人事業主（フリーランス含む）の方向けに、国・東京都・区市町村の支援情報をまとめています。また、今後の事業継続に役に立つ情報を動画配信いたします。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/corona/>



◆ 経済産業省 新型コロナウイルス支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける国の支援策をとりまとめたパンフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



給付金等（東京都）

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（3/8～3/31 実施分）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年3月8日から3月31日までの間、都内全域の飲食店等に営業時間の短縮が要請されたことに伴い、要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いたします。

<主な対象要件>

- 「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等（大企業、中小企業、個人事業主等が運営する店舗）

○3月8日から3月21日まで

従前、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から19時までとすること

○3月22日から3月31日まで

従前、夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること

- 対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示していただくこと
- 申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと など

<支給額> 一店舗当たり、124万円

※従前の営業終了時間が夜20時から21時までの間にある店舗は、3月8日から3月21日までの全期間、営業時間短縮に全面的にご協力いただいた場合に一店舗当たり、84万円

<申請受付期間> 令和3年4月30日（金）から令和3年5月31日（月）まで

<申請方法>

本協力金のポータルサイトから申請できます。 <https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/mar/index.html>

申請書類は、上記ポータルサイトや、都税事務所・支所、都内区市町村役所等で、入手できます。



営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（4/1～4/11 実施分）

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防止するため、リバウンド防止期間中において、営業時間の短縮が要請されたことに伴い、要請に全面的にご協力いただいた飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いたします。

<主な対象要件>

- リバウンド防止期間において営業時間短縮の要請を受けた都内全域の飲食店等（大企業、中小企業、個人事業主等が運営する店舗）
- 従前、夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること
- 対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと
- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示していただくこと
- 申請に当たって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録いただくこと など

<支給額> 一店舗当たり、44万円

<申請受付> 申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。



東京都 感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー

感染防止対策を実施して、「感染防止徹底宣言ステッカー」をオンライン上で発行し、店舗等で掲示することで、都民の皆様が安心して利用できる店舗等であることをお知らせすることができます。

また、店舗ごとにマネージャーなどの責任者を「コロナ対策リーダー」に選任していただき、e-ラーニング研修の受講後、修了がわかるシールをステッカーに貼付することで、

「コロナ対策リーダー」が店舗・利用客双方に感染防止マナーを促進していることをお知らせできます。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11 実施分）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されることに伴い、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける飲食事業者等の店舗を対象として、新たに事業規模に応じて協力金を支給いたします。

<対象期間> まん延防止等重点措置期間（令和3年4月12日から4月24日まで）及び
緊急事態宣言発令期間（令和3年4月25日から令和3年5月11日まで）

<支給額（予定）>（1）中小企業等 一店舗当たり68万円から600万円
（2）大企業 一店舗当たり上限600万円（一日の売上減少額に基づき算出）
※国の方針を踏まえ、今後詳細を決定

（参考）国の方針を踏まえた支給額の考え方（予定）

地域	分類	1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの協力金日額	
			まん延防止等 重点措置期間 4/12-4/24	緊急事態措置期間 4/25-5/11
23区、八王子市、立 川市、武蔵野市、府中 市、調布市、町田市	中小企業等	10万円以下	4万円	
		10万円～25万円	4万円～10万円	
		25万円以上	10万円	
	大企業	—	上限20万円(※)	
上記以外の区域	中小企業等	10万円以下	4万円	4万円
		10万円～25万円		4万円～10万円
		25万円以上		10万円
	大企業	—	4万円	上限20万円(※)

※売上高の減少額による（中小企業等もこの方式を選択可能）

<主な対象要件>

○対象期間において下記のとおり営業時間短縮の要請にご協力いただいた飲食店等（大企業が運営する店舗も含む）

○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗ごとに掲示すること など

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月12日から4月24日まで）

（1）23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市
夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から19時まで）

（2）上記以外の区域
夜21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は11時から20時まで）

※4月12日から5月11日の期間中、営業時間の短縮等に全面的にご協力いただくことが必要

※（2）の区域の飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時から21時までの店舗においては、4月25日から5月11日の期間の協力実施についても申請可能

緊急事態措置期間

（1）酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等
休業

（2）酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等
夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮

<申請受付> 申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。



休業要請を行う大規模施設に対する協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されることに伴い、休業要請に全面的にご協力いただく大規模施設及び当該施設においてテナント契約等に基づき一般消費者向け事業を営む事業所（以下、「テナント」という。）を対象として、協力金を支給いたします。

- <対象期間> 緊急事態宣言発令期間（令和3年4月25日から令和3年5月11日まで）
- <支給額> 大規模施設：340万円（1施設あたり） テナント：34万円（1事業所あたり）
緊急事態措置期間開始の4月25日から5月11日までの間、全面的に協力頂いた場合（17日間）
なお、やむを得ない理由で4月25日からの取組の開始が間に合わず、4月27日から5月11日までの間、全面的に協力いただいた場合（15日間）は、
大規模施設については一施設当たり300万円、テナントについては一事業所当たり30万円
- <対象要件> 緊急事態宣言の発令を受けて、東京都から行う施設の休業要請に対して、
4月25日から5月11日まで（17日間）もしくは4月27日から5月11日まで（15日間）の間、**全面的に休業にご協力**いただける
大規模施設及び休業を実施する当該施設のテナント



休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、人流の抑制をより一層図るため、都独自の取組として、休業の協力依頼に全面的にご協力いただける中小の事業者を対象に支援金を支給いたします。

- <対象期間> 緊急事態宣言発令期間（令和3年4月25日から令和3年5月11日まで）
- <支給額> 1店舗当たり34万円
緊急事態措置期間開始の4月25日から5月11日までの間、全面的に協力頂いた場合（17日間）
なお、やむを得ない理由で4月25日からの取組の開始が間に合わず、4月27日から5月11日までの間、全面的に協力いただいた場合（15日間）は、**一店舗当たり30万円**
- <対象要件> 緊急事態宣言の発令を受けて、東京都から行う休業の協力依頼などに対して、
4月25日から5月11日まで（17日間）もしくは4月27日から5月11日まで（15日間）の間、**全面的にご協力**いただける中小企業、個人事業主等



<お問合せ先>

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター TEL：03-5388-0567（全日9時～19時）

給付金等（国）

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（経済産業省）

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者等に「一時支援金」を支給します。

<給付額> 中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円

計算方法：（前年又は前々年の対象期間*1の合計売上）－（2021年の対象月*2の売上×3）

*1「対象期間」：1～3月 *2「対象月」：対象期間から任意に選択した月

<給付対象> ①と②を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業または外出自粛等の影響**を受けていること
②2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**
※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

<申請手順> 1・アカウントの申請・登録（申請ID発番）・事前確認に必要な書類の準備

- 2・身近な登録確認機関を一時支援事務局のWEBサイトから検索
・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

3・事前確認の実施 ※TV会議/対面/電話を通じた書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

4・WEBサイトのマイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

<申請期間> 令和3年3月8日（月）～令和3年5月31日（月）

<お問合せ先>

一時支援金事務局 相談窓口（申請者専用）

TEL：0120-211-240

IP電話用：03-6629-0479（8時半～19時、全日）

詳細については

一時支援金ホームページを
ご参照ください。



助成金等（国）

事業再構築補助金（経済産業省）

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

- <要件> ①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

【中小企業】	■通常枠	補助額：100万円～6,000万円	補助率：2/3
	■卒業枠	補助額：6,000万円超～1億円	補助率：2/3
【中堅企業】	■通常枠	補助額：100万円～8,000万円	補助率：1/2（4,000万円超は1/3）
	■グローバルV字回復枠	補助額：8,000万円超～1億円	補助率：1/2

■緊急事態宣言特別枠 上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円			

※令和3年4月15日（木）申請受付開始

<お問合せ先> 事業再構築補助金事務局コールセンター
ナビダイヤル：0570-012-088
IP電話用：03-4216-4080（9時～18時、平日のみ）

詳細については
事業再構築補助金ホームページ
をご参照ください。



助成金等（東京都）

飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。

- <助成対象> 東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）
<限度額> 100万円 <助成率> 助成対象経費の5分の4以内
<申請期間> 第19回（令和3年5月1日（土）～令和3年6月30日（水）**必着**）
※申請方法等の詳細は東京都中小企業振興公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。

<お問合せ先>
公益財団法人東京都中小企業振興公社
業態転換事務局
TEL：03-6260-7027 受付時間：平日9:00～16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

飲食事業者向けテラス営業支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける都内の飲食店等を対象に、地方公共団体と地方公共団体が支援する団体を取り組む道路等占用許可基準の緩和措置を活用し、臨時的なテラス営業等を行う際に必要なイス・テーブル等を新たに調達する経費の一部を助成します。

- ・限度額：10万円 / 助成率：助成対象経費の3分の2以内
・申請期間：令和3年4月5日（月）～8月31日（火）
※占用許可を取得し、令和3年2月27日から9月30日までにイス・テーブル等を調達し、テラス営業を実施する取組みが対象です。

<お問合せ先>
公益財団法人東京都中小企業振興公社
助成課 テラス事業担当
TEL：03-6260-7029 受付時間：平日9:00～16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



ガイドライン等に基づく感染症対策の支援

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

(1) 単独申請 ⇒ 備品購入費、内装・設備工事費に対する助成金

<限度額> 50万円（内装・設備工事費を含む場合は100万円、換気設備工事を含む場合は200万円）

※限度額は1店舗（事業所）ごとに適用されます

<助成率> 助成対象経費の3分の2以内

<対象経費> ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費

【例】飛沫感染防止のためのパーテーション設置工事など

②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費

（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上のもの） 【例】サーモカメラの購入など

(2) グループ申請 ⇒ 消耗品の共同購入費に対する助成金

<利用条件> 3者以上の中小企業者等によるグループ申請

<限度額> 30万円 ※限度額はグループごとに適用されます

<助成率> 助成対象経費の3分の2以内

<対象経費> ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な消耗品費

【例】CO₂濃度測定器の購入、アクリル板、消毒液など

(3) 団体申請 ⇒ 指定する物品の共同購入費に対する助成金

<利用条件> 会員に飲食店を含む中小企業団体等による申請 ※法人格を有する団体

<限度額> 1店舗あたり10万円 <助成率> 助成対象経費の5分の4以内

<対象経費> CO₂濃度測定器、アクリル板、消毒液、ビニールシート、体温計の購入のみ

※1点あたり購入単価10万円（税抜）未満

(4) 飲食店等による申請 ⇒ 消耗品の購入費に対する助成金

<利用条件> 店舗にコロナ対策リーダーを配置する飲食店等

<限度額> 1店舗あたり3万円 <助成率> 助成対象経費の5分の4以内

<対象経費> CO₂濃度測定器、アクリル板、消毒液の購入のみ

<申請期間> (1)～(4)とも令和3年6月30日（水）まで

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事務局

(1) (2) (3) TEL: 03-4477-2886

9時から19時まで（土日祝日は17時まで）

(4) TEL: 03-6633-3815

10時から17時まで（平日のみ）

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページを
ご参照ください。

(1)～(3) (4)



タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

■タクシー事業者に対する支援

<補助対象> タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策

<補助金上限/補助率> 限度額：1台あたり8千円/補助率：5分の4

<申請期限> 令和3年6月30日（水）※消印有効

（タクシー事業者への支援）

詳細は東京観光財団HPを参照



■バス事業者に対する支援

<補助対象> 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止に向けた取組等

<補助金上限/補助率> 限度額：1台あたり8万円（ただし、車両内への高効率空気清浄機等の設備を設置する場合は、1台あたり30万円）/補助率：5分の4

<申請期限> 令和3年6月30日（水）※消印有効

（バス事業者への支援）

詳細は東京観光財団HPを参照



<お問合せ先> 公益財団法人東京観光財団 地域振興部
観光インフラ整備課 TEL: 03-5579-8463

助成金等（東京都）

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入等を支援します。

<補助対象> 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

<支援対象> (1) アドバイザー派遣

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取組を実施する際、専門家がアドバイスをを行います。 上限5回（無料）

(2) 施設整備等に対する補助

①補助対象費用

宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等に対する費用

②補助金上限／補助率

限度額：1施設あたり200万円 / 補助率3分の2

③申請期限

令和3年6月30日（水） ※消印有効

<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

宿泊施設テレワーク利用促進事業

宿泊施設をテレワーク利用する際の経費及び宿泊施設が利用環境を整備するための経費を支援することで、宿泊施設の新たなビジネス展開や「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進します。

(1) テレワーク利用促進（事業者対象）

<補助対象> 都内事業者

<補助対象事業>

テレワークを行うために都内宿泊施設の借り上げに要する経費
※宿泊を伴わない1日1室あたり5,000円以下のデユースプランの利用に限定

<補助額>

1日1室あたり3,000円、1か月あたり100万円を各上限とし、
最大3カ月の利用

※1日1室あたり最低1,000円を自己負担

<申請期限>

令和3年5月28日（金）※必着

(2) テレワーク利用環境整備支援（宿泊施設対象）

<補助対象>

旅館業法の許可を受けて、都内で下記の営業をしている民間宿泊施設
(旅館・ホテル営業／簡易宿所営業)

<補助対象事業>

宿泊施設がテレワーク利用に対応するための整備
(例：Wi-Fiの増強、ビジネス用の机・椅子やプリンター等)

<補助率・補助限度額>

4/5以内 上限50万円

<申請期限>

令和3年5月21日（金）※必着

(3) テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業

テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。本事業に参加している宿泊施設は、ウェブサイトで紹介しています。

【HOTEL WORK TOKYO】 <https://www.hotelwork.tokyo/>



<お問合せ先>

産業労働局観光部受入環境課
TEL：上記(1)▷03-5320-5984 上記(2)▷03-5320-4881
東京都宿泊施設テレワーク活用事務局
TEL：上記(3)▷03-6628-8408

詳細については
東京都産業労働局
ホームページ
をご覧ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

助成金等（東京都）

テレワーク促進助成金

テレワークの促進に向け、テレワーク機器・ソフト等の環境整備に係る経費を助成します。

<対象>

- ①常用する労働者が**2人以上30人未満**の企業
 ②常用する労働者が**30人以上999人以下**の企業
 ※いずれもその他要件有

<補助上限額>

- ①150万円 ②250万円

<補助率>

- ①2/3 ②1/2

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
 TEL：03-5211-5200

詳細については

東京しごと財団ホームページを
 ご参照ください。



助成金等（東京都）

雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業

「雇用安定化就業支援事業*」・「雇用創出・安定化支援事業」（P.16 参照）を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取組を行った中小企業等に対し、助成金を支給します。

- ◇**対象事業者** 「雇用安定化就業支援事業*」・「雇用創出・安定化支援事業」（P.16 参照）を活用して正社員を採用した中小企業等（都内に雇用保険事業所を置く事業主に限る）

（※）雇用安定化就業支援事業（令和2年9月から令和3年3月まで緊急支援策として行っていた事業）
 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、派遣社員として約1か月の「トライアル就労」の機会を提供し、その後に派遣先企業等への正社員就職を目指す事業

- ◇**助成要件** 対象労働者を採用後6か月経過した後、指導育成計画の策定や指導育成者（メンター）による指導等を実施すること。

- ◇**助成額** 1人につき20万円

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
 TEL：03-5211-2174

詳細については

専用ホームページを作成し、
 ご案内する予定です。

助成金等（国）

雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

- ◇**対象事業者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

◇**特例措置の内容**○**助成内容・対象の大幅な拡充**

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
 ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）

※**助成額**の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ

※知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等又は生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ3カ月の平均値**30%以上減少した大企業**に関しては、特例として**助成率を4/5（解雇等を行わない場合10/10）**に引き上げます。

※**学生アルバイト・パート労働者も対象**（「緊急雇用安定助成金」として支給）

その他、支給要件（生産指標の要件、休業規模の要件、出向要件）の緩和など

<お問合せ先>

最寄りのハローワークまたはコールセンター
 TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については

厚生労働省ホームページを
 ご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む都内中小企業等に奨励金を交付します。（1事業所10万円）

<お問合せ先>
公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



助成金等（国）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省） ～労働者に休暇を取得させた事業者向け～

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

◇支給額 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給上限は1日あたり15,000円

◇適用日 令和3年1月1日～3月31日の間に取得した休暇

<お問合せ先>
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



助成金等（国）

産業雇用安定助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。

<対象事業主>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）

<助成率・助成額>

- 出向運営経費：出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

- 出向初期経費：就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います

<お問合せ先>
最寄りのハローワークまたはコールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症対応融資

令和3年度から、感染症の影響を受けた都内中小企業者の方を対象に、金融機関の伴走支援により事業者の経営改善をサポートするメニュー「伴走全国」「伴走対応」を開始します。

■ 2メニュー共通

- <対象> 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が15%以上減少している事業者
 ※区市町村によるセーフティネット4号・5号、危機関連保証の認定が必要
 （セーフティネット5号の場合も、売上減少は15%以上であること）
- <経営支援> 融資実行から5年間、金融機関が事業者の経営改善を伴走支援
 ※融資申請時に、事業者は経営行動計画の策定が必要

新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走全国）

融資限度額	4千万円
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.7%以内～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%以内～2.0%以内）
信用保証料	国の補助により一律0.2%

新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走対応）

融資限度額	2億4千万円
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置5年以内 ^{*1} ）
融資利率	1.7%以内～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%以内～2.0%以内）
保証料補助	4千万円まで：3/4、4千万円超：1/2 ^{*2}

※1 危機関連保証を利用する場合は据置期間2年以内

※2 小規模企業者又は危機関連保証の認定を受けた事業者のみ

融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

<お問合せ先>

産業労働局 金融部 金融課 TEL：03-5320-4877

詳細については
 東京都産業労働局ホームページを
 ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす農林漁業者等の方が対象です。

融資限度額	法人：1,000万円、個人：200万円
資金用途	経営維持に必要な用品等の購入費、中～長期運転資金 等
融資期間	5年（据置1年）
融資利率	0% ※利子を全額補給

○申請受付期間 令和3年6月30日（水）まで

<お問合せ先>

産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

融資の申込方法等詳細は、以下までお問合せください。

（農業）各JA、東京都信用農業協同組合連合会 TEL：042-523-3101

（林業）産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

（漁業）東日本信用漁業協同組合連合会東京支店 TEL：03-3458-3031

※融資及び保証に当たって所定の審査があります。

※保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかる場合があります。

詳細については
 東京都産業労働局
 ホームページを
 ご参照ください。



政府系金融機関による無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。

- 日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金による「危機対応融資」（各融資とも融資後3年間まで0.9%金利引下げ/無担保）等により借入を行った中小企業者等のうち、一定の売上減少等があった事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※ 令和3年1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較ができるよう要件緩和を実施するとともに、金融機関の準備が整い次第、補給対象貸付上限額を拡充。

※ 特別利子補給制度（実質無利子）の詳細については、中小企業基盤整備機構 HP をご確認ください。 <https://tokubetsu-riho.jp/>



日本政策金融公庫

■「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

融資限度額：別枠 中小事業 6億円、国民事業 8,000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫 【平日】 ☎ 0120-154-505

【土日祝】 ☎ 0120-112476(国民) ☎ 0120-327790(中小)



■「新型コロナウイルス対策マル経融資」

融資限度額：別枠 1000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫の本支店

又はお近くの商工会・商工会議所へ



商工中金

■「危機対応融資」

融資限度額：6億円

<問合せ先>

商工組合中央金庫相談窓口

☎ 0120-542-711

(平日・土曜)



<資金繰り支援全般に関するお問合せ先>
 中小企業 金融相談窓口
 TEL：0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

<特別利子補給制度に関するお問合せ先>
 (独) 中小企業基盤整備機構
 TEL：0570-060515（平日・休日 9:00～17:00）

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

日本政策金融公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

■資本性劣後ローン

<主な貸付条件>

貸付限度：中小事業・商工中金 7.2億円（別枠）、国民事業 7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%

<お問合せ先>

日本公庫 <平日> ☎0120-154-505 <土曜> ☎0120-112476（国民）、☎0120-327790（中小）

商工中金 <平日・土曜> ☎0120-542-711

資金繰り（融資）相談・経営相談（東京都）

受付時間 <資金繰り（融資）に関する相談> 平日 9:00~17:00
<経営に関する相談> (月)・(水)~(金) 9:00~16:30、(火) 9:00~19:00

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側）

<電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
(東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階)

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

<相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877

■経営に関する相談（契約トラブル等）

<相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

<電話相談> 03-3251-7881 <Eメール相談> sien@tokyo-kosha.or.jp

※法律相談となる場合は、平日 13 時~15 時（事前予約制）となります。

労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。
各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日 9:00~17:00）
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/>



経営相談（東京都）

事業承継等の経営課題に対するオンライン相談

事業承継に関することやその他経営全般について、中小企業の皆様からのご相談にオンラインで対応します。

※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。

<電話> 03-3251-7881

<メール> sien@tokyo-kosha.or.jp（記入内容はホームページをご参照ください）

<実施時間> 経営相談：平日 9:00~17:00

法律相談：平日 13:00~15:00

（電話・来社・E-mail での相談にも対応しています。）

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



経営相談（国）

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（経済産業省）

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等 1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒



土日・祝日のご相談⇒



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

経営相談及び専門家派遣（国）

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家に対応します。

①全国 47 都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応します。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または「中小企業 119」へのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・「中小企業 119」までご相談ください。

東京都よろず支援拠点



中小企業 119



経営相談及び専門家派遣（東京都）

事業再生特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。（1社16回まで。無料）

<支援内容（例）> ・経営改善（コスト削減・事業の一部見直し等）に向けたアドバイス

・資金繰りに関するアドバイス

・経営改善計画策定及び実行の支援 等

※電話又はメールにて事前に予約をお取りください。

<電話> 03-3251-7885 <メール> saisei@tokyo-kosha.or.jp <受付時間> 平日 9:00~17:00

詳細については
東京都中小企業振興公社ホームページをご参照ください。



専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。

（1社5回まで。1回あたり原則2時間以内。無料）

- ◇ 内容
 - ・「雇用調整助成金」の特例措置(新型コロナウイルス感染症関係)に関すること（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
 - ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）

◇ 申請受付 令和3年5月10日（月）まで ※派遣期間は令和3年6月30日（水）まで

<お問合せ先>
労働相談情報センター 事業普及課
TEL: 03-5211-2248

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



その他（東京都）

テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから <https://tokyo-telework.jp/store/>



<お問合せ先>
東京テレワーク推進センター
TEL：03-3868-0708

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。



その他（東京都）

水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

- ◇内容 ・申出日から最長で1年間、お支払いを猶予 ※猶予期間は、原則4か月ごとに設定
- ・支払猶予の対象は、申出時点でお支払いになっていない料金と、猶予期間中の検針に基づき新規に請求する料金

◇受付期間 令和3年9月30日（木）まで

詳細については東京都水道局
ホームページをご参照ください。



<お問合せ先>

【区部】水道局お客さまセンター TEL：03-5326-1101
【多摩】水道局多摩お客さまセンター TEL：0570-091-101（ナビダイヤル）
TEL：042-548-5110（携帯電話・一部のIP電話からはこちら）
※ファクシミリでも受付可：【区部】03-3344-2531 【多摩】042-548-5115

その他（東京都）

都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

- ◇対象 全ての都税（自動車税環境性能割、狩猟税、個人の都民税等を除く）
- ◇猶予期間 1年間 ◇延滞金 全額免除 ◇担保 不要
- ◇条件 新型コロナウイルスの影響により、例えば以下のようなケースに該当する方が対象となります。
 - ・令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上など）が前年同期（又は前々年同期）に比べて概ね20%以上減少している場合
 - ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が罹患され、入院等で多額の費用を要した場合
 - ・消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
 - ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合

<お問合せ先>

所管の都税事務所又は支庁



詳細については東京都主税局
ホームページをご参照下さい。



その他（東京都）

固定資産税に係る軽減制度

◇生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から適用対象を拡充し、適用期限を延長します。

<お問合せ先>
資産の所在する区にある都税事務所

詳細については東京都主税局
ホームページをご参照下さい。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

就職支援

相談

その他

給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）

感染症及びその蔓延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、休業支援金・給付金を支給します。

◇**対象者** 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者。

※**短時間勤務・シフトの日数減少なども対象**となります。

※令和3年5月、6月についても一定の措置を講ずる予定

◇**支給金額** 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

◇**支給金額の算定方法**

休業前の1日当たり平均賃金×80% × **（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）**

A 1日当たり支給額（11,000円が上限）

B 休業実績

※**大企業の非正規雇用労働者の方について**

・大企業に雇用されるシフト労働者等（シフト制、日々雇用、登録型派遣等）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方も対象となります。

【**対象となる休業期間**】

令和3年1月8日以降の休業*

休業前賃金の80%

令和2年4月1日から6月30日までの休業

休業前賃金の60%

* 令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含む。

<お問合せ先>

休業支援金・給付金コールセンター

TEL：0120-221-276（平日8:30～20:00/土日祝は～17:15）

詳細については

厚生労働省ホームページを

ご参照ください。



給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を対象に支援金を支給します。

◇**支給額** 令和3年1月1日から3月31日までの間に就業できなかった日について、
1日当たり7,500円（定額）

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む9:00～21:00）

詳細については

厚生労働省ホームページを

ご参照ください。



給付金等（国）

住居確保給付金（厚生労働省）

離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

◇**支給額** 〈東京都特別区の目安〉単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

◇**支給期間** 原則3か月（一定の要件を満たす場合には3か月の延長・再延長が可能
（最長9か月まで））

※**特例措置により3か月間の再支給が可能となりました**（申請期限は令和3年6月末まで）

※**お申込みはお住いの区市町村の自立相談支援機関まで** <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

<お問合せ先>

相談コールセンター

TEL：0120-23-5572（平日9:00～17:00）

詳細については

厚生労働省ホームページを

ご参照ください。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による 緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

■緊急小口資金

〔対象〕 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

〔貸付額〕 20万円以内（一括交付）/据置期間 1年以内/返済期間 2年以内/連帯保証人不要、無利子

〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

■総合支援資金（生活支援費）

〔対象〕 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

〔貸付額〕 世帯人数2人以上：月額20万円以内 / 単身：月額15万円以内

貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付）/据置期間1年以内

返済期間10年以内/連帯保証人不要、無利子

※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付することはできません。

※令和3年3月までに初回貸付を申請し、貸付期間の3か月目になお生活困窮の状態が続いている場合、自立相談支援機関の支援を受けることで、1回（3か月以内）まで貸付を延長することができます。

※令和3年6月までに緊急小口資金・総合支援資金の貸付が終了した世帯で、再貸付の申請前に自立相談支援機関の支援を受ける場合、1回（3か月以内）まで再貸付を受けることができます。

〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

緊急小口資金、総合支援資金のチラシはこちら
（社会福祉協議会の連絡先はこのチラシをご参照ください）



詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。



中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員（非正規雇用を含む）の方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。

<主な融資条件>

融資限度額	100万円
返済期間・返済方法	5年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8% ※利子については全額都在負担
保証料	全額都在負担
申込窓口	中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター） ※お勤め先又はお住まいの最寄りの本支店にお問い合わせください。



<お申しいただける方> ※お申込後、金融機関による審査があります。

- 1 お勤め先の会社等が次のいずれかに該当している方

会社等の業種	資本金・出資金又は従業員数
小売業	5千万円以下 又は 50人以下
サービス業	5千万円以下 又は 100人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
上記以外の業種	3億円以下 又は 500人以下

- 2 現在の勤務先に6か月以上勤務し、現住所に3か月以上居住している方であって、勤務先、現住所のどちらかが東京都内にあること
- 3 年間収入(税込)が800万円以下の方
- 4 住民税の滞納がない方
- 5 借入金の使途が生活の安定のためであって、返済の見込みのある方

<お問合せ先>
産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL：03-5320-4653

詳細については
TOKYOはたらくネットを
ご参照ください。



就職支援（東京都）

早期再就職緊急支援事業（就職1dayトライ）

新型コロナウイルスの影響により離職された方などに対して、短期集中的な就職支援プログラムを実施し、早期の再就職を支援します。

◇**主な内容** キャリアカウンセリングや就職準備・業界研究セミナー、就職面接会を1日で集中して実施するプログラム

◇**開催回数** 全24回（区部会場18回、多摩会場6回）

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL：03-5211-1571

詳細については

東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。



就職支援（東京都）

業界連携再就職支援事業

介護やITなど人手不足の業界について、業界団体と連携し、業界特有の知識・技能を学ぶ講習などを実施するとともに、業界団体会員企業による合同面接会を通じてマッチングを行い、未経験業界への再就職を支援します。（講習等1日あたり5,000円の就活支援金を支給（支給要件あり））

◇**対象者** 次のいずれも満たす方

- ・都内で就業する意思があり、プログラム最終日の合同面接会に参加する意思のある者
- ・講習などに全日程参加できる者

◇**主な内容** 業界団体と連携した講習、会員企業による合同面接会など

◇**開催回数** 5つの業界（コース）について、各2回

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL：03-5211-6987

詳細については

東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。



就職支援（東京都）

雇用創出・安定化支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象に、派遣社員として1回約2か月の「トライアル就労」の機会を提供し、その後の派遣先企業等への正社員就職を後押しします。

◇**対象者** 都内での正社員就労を希望する者

◇**主な内容** 1人あたり最大3社での労働者派遣によるトライアル就労可能

1回のトライアル就労期間は最大2か月（有給・交通費支給）

トライアル就労にあたり必要な知識や情報をeラーニングにより提供

※「雇用創出・安定化支援事業」を活用して、正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取組を行った企業に対し、助成金を支給します。

（P.7「雇用創出・安定化支援に係る採用・定着促進事業」参照）

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL：03-5211-6986

詳細については

東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。



就職相談（東京都）

オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。

また、学生向けに、アルバイト探しの相談やLINE相談も行います。

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL：03-5211-1571

詳細については

東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。



新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口

新型コロナウイルスの影響により、内定取消し、雇い止め、解雇等で離職された方に対する就職相談をお受けします。

- <支援内容> ・ 今後のお仕事探しについての相談・カウンセリング
 ・ 東京しごとセンターで提供している各種就職支援プログラム等のご案内
 ・ その他、関係機関・窓口の紹介

<相談窓口> 東京しごとセンター1F 総合相談フロア（東京都千代田区飯田橋 3-10-3）

<電話相談> 03-5213-5013

<対応時間> 平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、できる限り電話相談をご利用ください。

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇い止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番） ※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日 9:00 ~ 20:00 / 土曜 9:00 ~ 17:00

※ 担当区域（会社所在地）の事務所でも相談をお受けしています。
 各事務所の電話番号についてはホームページをご覧ください。（平日 9:00~17:00）
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan/>



新型コロナウイルス感染症に関する休業支援金・給付金、雇用調整助成金の特例措置、学校等休業助成金に関する相談

休業支援金・給付金等の申請手続きについて、社会保険労務士による相談を行います。

※相談員は、助成金等の概要や手続きについて、一般的な説明や助言を行います。また、各助成金等の支給決定は国において行うため、支給を保証するものではありません。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<電話相談・来所予約受付> 03-3265-6117 ※来所相談は要予約

<対応時間> 水曜日・金曜日 9:30~11:30

※来所予約は、平日 9:00~17:00 にお受けしています。

詳細については
TOKYO はたらくネットを
 ご参照ください。



こころといのちを支えるための相談窓口（電話・LINE）

生きることの包括的な支援として、相談窓口を設置しています。消えてしまいたいほどつらい時、気持ちに寄り添い、必要な支援につなげます。

■電話相談「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」

毎日 14:00~翌朝 5:30 ☎0570-087478（はなしてなやみ）

※相談料は無料です。（別途、通話料がかかります。）

■LINE 相談「相談ほっと LINE@東京」

毎日 15:00~21:30 LINE アプリで右の 2 次元バーコードから友だち登録をお願いします。

※このほか、各種電話相談窓口があります。

友だち登録用



<お問合せ先>
 福祉保健局 保健政策部 健康推進課 自殺総合対策担当
 TEL: 03-5320-4310

各種相談窓口の詳細については
福祉保健局ホームページを
 ご参照ください。



その他（東京都）

TOKYOチャレンジネット

仕事はあるけど家がない人や離職中の人を対象とした相談窓口です。

インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施しております。

※今回の新型コロナウイルスに関連して、生活相談や住居相談を希望する方については、以下により支援を行っています。

- 就労による自立した生活を目指している方への支援
- 一時利用住宅の拡充（アパート等の借上げ）：一時利用住宅を500戸で実施
- 緊急的な一時宿泊場所の確保（ビジネスホテル等の借上げ）

<お問合せ先>
TOKYOチャレンジネット
TEL：0120-874-225
TEL：0120-874-505（女性専用ダイヤル）

詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。



その他（東京都）

水道料金・下水道料金の支払猶予

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

▷内容は、13ページをご確認ください。

その他（東京都）

都税の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。

▷内容は、13ページをご確認ください。

その他（東京都）

多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供

多摩地域の宿泊施設の客室を確保し、希望する方にサテライトオフィスとして提供します。

- <対象者> 都内在住又は在勤で、企業等で働く方（個人事業主を含む）
- <提供室数> 1日あたり計200室 ※予約先着順
- <提供時間帯> 原則8時から19時まで（施設により異なる場合があります）
- <利用料金> 1日1室1,000円（税込） <提供期間> 令和3年6月30日（水）まで

<お問合せ先>
産業労働局 観光部 受入環境課
TEL：03-5320-5984

詳細については
東京都産業労働局
ホームページをご参照ください。



その他（東京都）

TOKYOテレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する東京都公式アプリです。

ダウンロードはこちらから <https://tokyo-telework.jp/store/>



<お問合せ先> 東京テレワーク推進センター TEL：03-3868-0708

